

※今回の「青年等就農促進法」改正は、(社)日本農業法人協会会員の意見、提案を受けて実現したものです。
(事務局)

就農支援資金の内容 (就農研修資金・就農準備資金)

区分	就農研修資金	就農準備資金
資金の種類	農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金
貸付主体	都道府県青年農業者等育成センター	
貸付限度額	・農業大学校等 →5万円/月 ・先進農家等 →15万円/月 ・指導研修(青年) →200万円	200万円
償還(据置)期間	青年	12(4)年以内(条件不利地域20(9)年以内)
	中高年	7(2)年以内(条件不利地域12(5)年以内)

(このほかに、認定就農者は農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金(「就農施設等資金」)を借り受けることができます。)

青年等就農促進法は、8月1日に施行されました。今後各都道府県等において資金貸付に向けての準備が済み次第、貸付が開始されることとなっています。より詳しい情報が必要な場合は、各都道府県の青年農業者等育成センターや農政局の生産経営流通部経営課にお問い合わせ下さい。

担当：農林水産省経営局女性・就農課
03-3502-8111 内線4316(藤河)
内線4317(坂田)

就農支援資金制度の紹介について

農林水産省 経営局 女性・就農課

農林水産省ではこのほど、自営で就農しようとする方に対する支援を内容とする「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(*1)を改正し、農業法人や先進農家等への就農を促進するため、新たに人材を採用し研修を実施しようとする農業法人等が無利子の就農支援資金を借りることができる仕組みを設けました。

(社)日本農業法人協会の会員の方々にも、是非ご利用頂きたく、制度の概要を説明します。

*1 以下「青年等就農促進法」と略。

1 資金をご利用頂ける方

新たに就農しようとする方(「就農者」)を新たに雇用し、農業者として育てていこうと考えている農業法人や個人農家の方です。なお、後継者を雇用する場合も利用可能です。

2 資金借受けの手続きについて

資金を借受けるには、「就農計画」を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。就農計画の内容には、次の項目が必要です。

- ①就農者を従事させようとする作目
- ②担当させる営農規模
- ③どのような研修を受けさせるか 等

また、過去3年間の決算書が必要です。

就農計画が認定されると、別途貸付審査を行い、資金貸付が行われます。

計画の作成相談先、提出先、資金貸付機関は、各都道府県青年農業者等育成センターです。

3 資金の用途

資金の用途は、2つあります。

- ①就農研修資金：就農者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修
- ②就農準備資金：就農者の住居の移転、資格の取得等就農の準備

就農研修資金は、基本的に先進農家や農業大学校等における長期間の研修(39歳以下の場合には1年間以上、40歳以上の場合には半年以上)が対象となります。自社内又は自らの経営内における就業を通じた研修も対象となりますが、資金の対象とするためには、研修計画を定め、きちんと指導する必要があります。

4 資金の貸付条件

- ①貸付金利：無利子
- ②償還期間：39歳以下の場合
→原則12年以内(うち据置期間は4年以内)
40歳以上の場合
→原則7年以内(うち据置期間は2年以内)
- ③就農者の年齢の上限→都道府県により異なる。
なお、保証人又は担保が必要です。

5 農業改良資金の特例

農業改良資金を用いて施設等を導入する際に、就農計画の対象となっている就農者をその施設等で働かせる場合には、農業改良資金の償還期間の特例(償還期間が10年以内から12年以内へと2年間延長、併せて据置期間も3年以内から5年以内へと2年間延長)を利用することができるようになります。

「アグリビジネス経営塾」第212号
2004年8月19日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp/

